



選挙制度が変わりました

平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。
成年被後見人の選挙権の回復とともに、選挙の公正な実施確保のための改正も行われました。

指定病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化

- 今回の改正により、指定病院等の不在者投票管理者には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。
- 国政選挙においては、外部立会人に要する経費については、国費により措置されます。

指定病院等の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定病院等）においては、入院・入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。

（事務の詳細は裏面をご確認ください）

代理投票における補助者の見直し

- 今回の改正により、代理投票の補助者は、投票事務に従事する者に限定されることとなりました。

代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

成年被後見人の方の選挙権の回復

- 平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。
この夏に実施される参議院議員通常選挙では投票することができます。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.html)

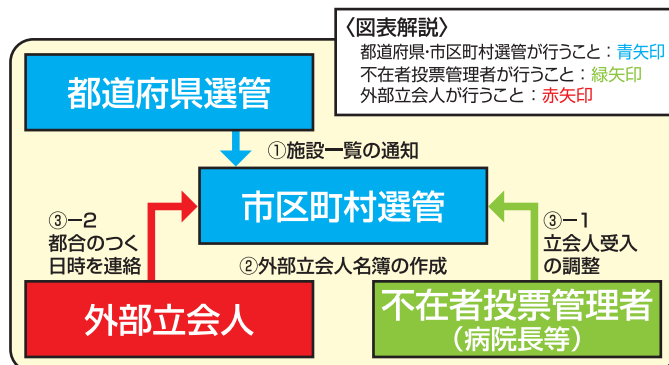
総務省

指定病院等の不在者投票管理者の皆様へ

指定病院等の不在者投票において、外部立会人を立ち会わせること等の努力義務が設けられました。外部立会人の選定等に係る事務の流れは以下のとおりです。選任等の方法により、流れが異なりますのでご注意ください。

1. 外部立会人名簿の作成と選任に向けた調整

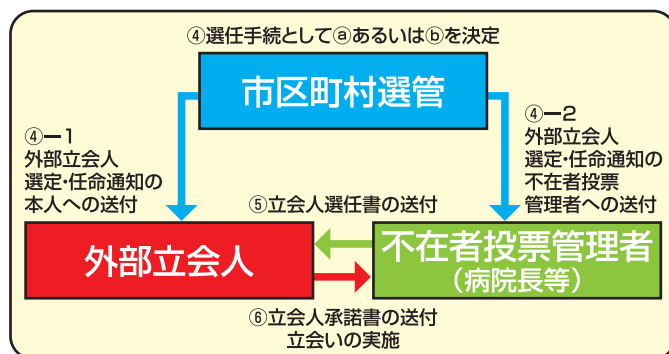
- ①都道府県選管は、不在者投票実施の指定病院等を通知。
- ②市区町村選管は、外部立会人名簿を作成。
- ③指定病院等の不在者投票管理者は、市区町村選管と外部立会人の受入を調整(③-1)。
市区町村選管と外部立会人は、日程等を調整(③-2)。



2. 選任等と立会い

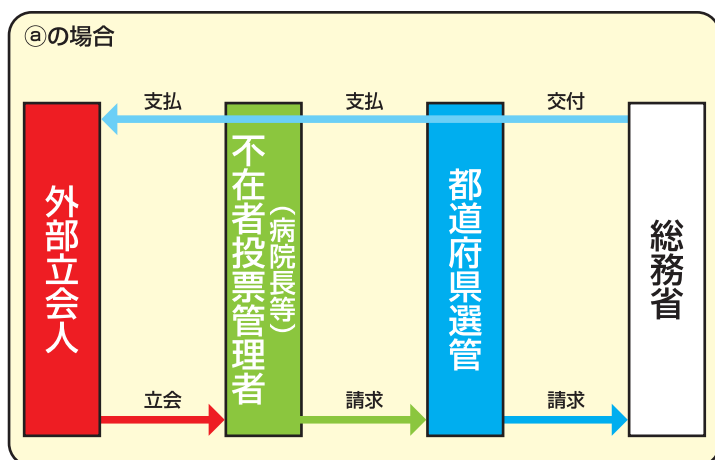
- 具体的な選定・選任手続としては、主に以下の2通りの方法が考えられます。
- ①不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法
- ②市区町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法(特別職の地方公務員と位置付け)

- ④市区町村選管は、
 - ①の場合、
外部立会人候補者を選定し、外部立会人本人(④-1)と不在者投票管理者(④-2)に選定通知を送付。
 - ②の場合、
外部立会人を任命し、外部立会人本人(④-1)と不在者投票管理者(④-2)に任命通知を送付。
- ⑤不在者投票管理者は、外部立会人に立会人選任書を送付。
- ⑥外部立会人は、立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会いを実施。

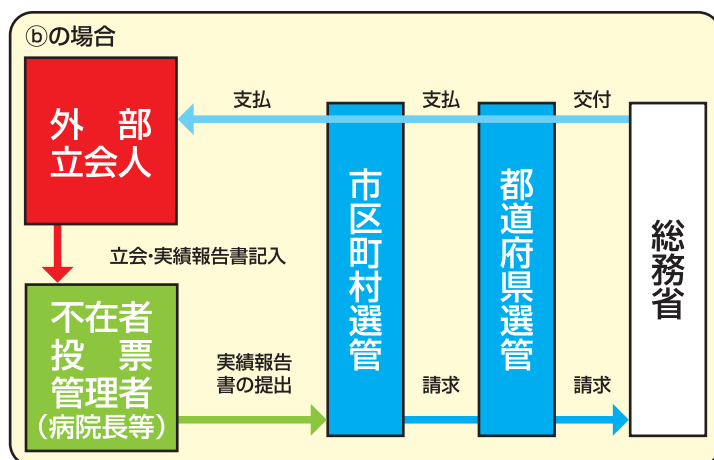


3. 謝金・報酬等の取扱いについて

- 国政選挙における外部立会人に要する経費は、国が負担する不在者投票特別経費に算入されます。謝金・報酬等の取扱いは、選任等の方法により、主に以下の2つの流れとなります。



不在者投票管理者が、外部立会人に謝金・旅費を支給した上で、所在する都道府県選管に一括して請求します。



不在者投票管理者が、市区町村選管に対して、実績報告書を提出し、市区町村選管が外部立会人に対して、条例等に基づき、報酬・費用弁償を支給します。

※いずれも衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の場合のフロー図です。

詳しくは都道府県・市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。